

盛岡市本庁舎及び施設間ネットワークシステム

プロポーザル実施要領

令和7年3月6日

盛岡市総務部情報企画課

1 目的

本要領は、盛岡市本庁舎及び施設間ネットワークシステムの更新において、最も適したネットワークシステムの構築及び運用が可能な受注候補者を選定するため、調達方式及びその実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

2.1 業務名称

盛岡市本庁舎及び施設間ネットワークシステム

2.2 業務の内容

本要領及び別紙「盛岡市本庁舎及び施設間ネットワークシステムプロポーザル仕様書」に記載のとおり。

2.3 業務期間

契約締結日（令和7年5月初旬予定）から令和12年9月30日まで

2.4 事業実行上限額

5年総額 418,463,000円（税込）

この金額は、導入費用及び5年間の運用費用ほか諸経費の総額であり、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すためのものである。

支払いについては、令和7年10月から60ヶ月の均等払いを想定している。

3 調達方式

盛岡市本庁舎及び施設間ネットワークシステムの更新にあたっては、広く業者から提案を募り、多様な技術・ノウハウを比較し最適な選定を行うことが必要である。また、近年のサイバー攻撃対策、業務効率化、市民サービス向上の観点から、安定かつ柔軟なネットワーク構築が求められている。

以上を踏まえ、高度な知識や創造性を評価し、最適な環境を実現するため、価格競争に偏らず提案内容を重視できる公募型プロポーザル方式を採用する。

4 公募に関する事項

4.1 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる(1)から(8)の資格要件を満たす単体企業とする。

(1) 参加申込時点から起算し過去10年間で、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する市（当該業務の契約締結の際に人口20万人以上であったものに限る。）又は特別区のいずれかにおいて、元請として基幹ネットワークの構築又はネットワークシステムの保守に係る契約を締結し、履行した実績があること。

(2) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。

(3) 公示日時点で、令和6・7年度盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿に登録がある者であること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 参加申込書提出期限において、盛岡市発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第9号）第9条第1項各号に掲げる者でないこと。

4.2 スケジュール

内容	期間等
公示	令和7年3月6日（木）
質問の受付期限	令和7年3月13日（木）午後3時
質問の回答	令和7年3月19日（水）
参加申込書類提出期限	令和7年3月24日（月）午後5時
提案書類提出期限	令和7年4月4日（金）午後5時
一次審査 ^{*1}	～令和7年4月11日（金）※予定
一次審査結果通知 ^{*1}	審査後速やかに通知予定
二次審査（プレゼンテーション）実施	令和7年4月22日（火）
二次審査結果通知	令和7年4月25日（金）

*1 企画提案者が3者以下の場合、一次審査は実施せず、参加資格審査の結果を通知する。

4.3 申込み手続き

(1) 受付期間 公示日から令和7年3月24日（月）午後5時まで

(2) 参加申込書類

次の様式により、「岩手県盛岡市電子申請・届出サービス」の「盛岡市本庁舎及び施設間ネットワークシステムプロポーザル_参加申込」から提出すること。

・URL

https://apply.e-tumo.jp/city-morioka-iwate-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7012

※ID、パスワードによる認証を必要とするため利用者登録をすること。

ア 参加申込書（様式1号）

イ 会社概要（様式2号）

ウ 同種業務実績調書（基幹ネットワークの構築及びネットワークシステムの保守）
（様式3号）

オ 業務実施体制（様式4号）

カ 配置予定技術者調書（様式5号）

(3) 提出期限 令和7年3月24日（月）午後5時

4.4 質問について

本企画提案募集の内容に不明な点がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。

- (1) 受付期限 令和7年3月13日(木)午後3時
- (2) 受付方法 質問票により、「岩手県盛岡市電子申請・届出サービス」の「盛岡市本庁舎及び施設間ネットワークシステムプロポーザル_質問」から提出すること。
- ・URL
https://apply.e-tumo.jp/city-morioka-iwate-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7013
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、令和7年3月19日(水)までに、市ホームページに公開し、参加申込を提出している者にメールでもお知らせする。
- (4) 質問受付先 盛岡市総務部情報企画課担当：堀籠、阿部、竹原

5 プロポーザルに関する事項

本プロポーザルに応募する者は、次のとおり企画提案書を提出することとする。

- (1) 提出期間 令和7年3月25日(火)から令和7年4月4日(金)まで
(受付時間：企画提案書の提出は、岩手県盛岡市電子申請・届出サービスより24時間提出可能。問い合わせ等は、土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時まで。)
- (2) 企画提案書類
電子データを「岩手県盛岡市電子申請・届出サービス」の「盛岡市本庁舎及び施設間ネットワークシステムプロポーザル_企画提案書」から提出すること。
- ・URL
https://apply.e-tumo.jp/city-morioka-iwate-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7014
ほか、印刷物10部を提出すること。
- ア 技術提案書 【A4版 30ページ以内（「イ 工程計画」除く。）、両面印刷】
- ・様式は自由、表紙・目次は枚数に含める。提案書にはページ番号を付けること。
 - ・本文の文字フォントサイズは10.5pt以上とする。図表等に付記する注釈・注記などに関してはこの限りではないが、明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮すること。
 - ・提案書の項目については、以下に合わせること。
- (ア) 実施体制
- (イ) 実施方針
- (ウ) ネットワーク構築
ネットワーク全体像・構成、導入機器の信頼性、可用性、運用管理の容易性、技術的な創造性、ネットワーク設計内容。
- (エ) セキュリティ対策
暗号化技術、不正アクセス検知・通信保護、中継ファイアウォールの設計内容、ログ監視、アクセス制御。
- (オ) 保守・サポート体制
- (カ) その他の提案事項
- イ 工程計画 【A3版横1ページ 片面印刷】
- ウ 見積書 【様式自由、枚数自由】
- ・5年間の運用にかかる経費を月額で明示すること。

- ・様式については、特に指定しないが、内訳及び機器の明細が分かるように記載すること。
また、下記に挙げる項目について、各項目の金額がわかるように、かつ、できるだけ積算内容がわかるように記載すること。

(ア) 初期導入費用

- a 機器購入費用
- b ネットワーク構築費用
- c その他の費用

※「その他の費用」には、上記(ア)a及びbに含まれない全ての費用を記載すること。
また、その明細も記載すること。

(イ) 保守費用

- a 機器保守費用
- b 運用費用
- c その他の費用

※「その他の費用」には、上記(イ)a及びbに含まれない全ての費用を記載すること。
また、その明細も記載すること。

(ウ) 賃貸借費用

- a 機器賃貸借費用
- b その他の費用

※「その他の費用」には、上記(ウ)aに含まれない全ての費用を記載すること。
また、その明細も記載すること。

- ・リースの年間費用、リース料率及びリース費用を積算し、リース会社名、リース料率及びリースに係る費用を記載すること。
- ・見積書の有効期間を記載すること。
なお、契約時期（令和7年5月初旬を予定）まで有効であること。
- ・導入及び賃貸借する機器は、新品か新品以外か機器明細上、分かるように記載すること。

(3) 提出先 盛岡市総務部情報企画課
〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号
電話番号 019-626-7514

(4) 提出方法 電子データ：「岩手県盛岡市電子申請・届出サービス」の「盛岡市本庁舎及び施設間ネットワークシステムプロポーザル_企画提案書」から提出。

紙資料：提出先に持参又は簡易書留郵便で郵送すること。

(5) 提出期限 令和7年4月4日（金）午後5時必着

6 選定に係る事項

6.1 選考方法

- (1) 庁内関係者で構成する審査会において審査する。
- (2) 提出された参加申込書類、企画提案書類、プレゼンテーション内容から、「6.2 選考基準」により評価を行い、優秀提案者及び次点者を選考する。

(3) 3件を超える企画提案があったときは、指定様式評価（1次評価）及び企画提案書類評価（2次評価（提案書））による一次審査を実施し、評価点の高い上位3者を二次審査の対象とする。

なお、企画提案者が3者以下の場合、一次審査は実施せず参加資格を有する全ての企画提案者を二次審査対象とする。

(4) 指定様式評価（1次評価）並びに企画提案書類及びプレゼンテーション評価（2次評価）により二次審査を実施する。

(5) 二次審査の得点順に優秀提案者及び次点者を決定する。最高得点者が2者以上あった場合は、2次評価点が高い者を上位とする。

6.2 選考基準

選考の基準は、提案事業の実現性及び妥当性等について、企画提案書の内容評価と応募者の活動実績等の対応能力評価も含め総合的に審査する。

評価項目		判断評価基準	評価区分
1. 参加申込書類	指定様式	指定様式の記載内容による評価を行う。実績、技術者の能力等を評価する。	資格審査 1次評価
2. 企画提案書類	技術提案書	技術提案書の記載内容による評価を行う。業務内容を十分把握したうえで有効な提案を行っているか等について評価する。 ・実施体制 ・実施方針 ・ネットワーク構築 ・セキュリティ対策 ・保守・サポート体制 ・その他の提案事項	2次評価 (提案書)
	工程計画	工程計画の妥当性について評価する。	
	見積書	業務コストの妥当性を評価する。	
3. 全体評価	プレゼンテーション等	技術提案書全般の評価を行う。技術提案書全体、プレゼンテーションの内容等を評価する。	2次評価 (プレゼンテーション)

6.3 プレゼンテーションの実施

(1) 二次審査において、プレゼンテーションを実施する。

ア 日 時 令和7年4月22日（火曜）

イ 場 所 盛岡市庁舎を予定

ウ 時 間 準備5分、説明50分、質疑応答20分、片付け5分を予定

※場所や時間の詳細は、企画提案参加表明後、提案者に別途連絡する。

※プレゼンテーション時には、提案書記載の内容以外の追加提案、追加資料は受理しない。

6.4 審査結果

審査結果については、各企画提案者に文書で通知する。また、その結果を市ホームページで公表する（審査の経緯については公表しない。）。

審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

6.5 提案内容の一部補正

採択決定後、応募者と本市による協議の過程において、当初の提案内容を一部補正することがある。

7 契約

企画が採用された優秀提案者は、事業実施の優先交渉権者として本市と協議の上、業務に係る仕様を確定させた上で、令和7年度予算配当後に契約を締結する。

8 プロポーザルに係る留意事項

- (1) 令和7年度予算事業に係るプロポーザルであり、令和7年度に本事業に係る予算配当がない場合は本プロポーザルによる事業執行は行わない。また、本事業に係る予算配当が事業実行上限額を下回る場合は、事業実施の優先交渉権者と協議の上、業務に係る仕様を確定させた上で、配当予算内で契約を締結する。それに伴い、企画提案参加者に損害が生じた場合であっても、本市ではその損害について一切負担しない。
- (2) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。
- (3) 企画提案参加者は、同一事業内容で複数の提案書の提出はできない。
- (4) 辞退する場合、辞退届（任意様式）を「盛岡市本庁舎及び施設間ネットワークシステムプロポーザル_辞退届」から提出すること。
 - ・ URL
https://apply.e-tumo.jp/city-morioka-iwate-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7016
- (5) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (6) 次のいずれかに該当した場合、失格又は無効とする。
 - ア 「4.1 参加資格要件」を満たしていない場合
 - イ 提出期限を過ぎて企画提案書類が提出された場合
 - ウ 本要領に適合しないと認められる場合
 - エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - オ 本要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (7) 提出物は返却しない。
- (8) 提出された企画提案書等は、選定作業等に必要な範囲で複写することがある。
- (9) 提出された企画提案書等は、事業者選定の目的以外で使用しない。
- (10) 本市から提供する資料以外は、応募者が独自で入手すること。
- (11) この募集に伴い収集した個人情報は、本企画提案公募に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはない。
- (12) 本件に係る情報公開請求があった場合には、盛岡市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (13) 本プロポーザルに要した経費は、全て応募者の負担とする。